

香川県営業時間短縮協力金（第3次）に関するよくある質問

問1 第3次の協力金の対象となる営業時間短縮の要請内容、期間を教えてください。

【回答】令和3年5月12日（水）午前0時から5月31日（月）午後12時（24時）までの期間（20日間）を通して、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供は午後7時までとしてください。（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は対象となりません。）

一日でも、営業時間短縮にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。

また、深夜営業をされている店舗について、5月12日（水）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

問2 これまでの営業時間短縮の要請については、準備が間に合わず協力できなかったが、5月12日からの営業時間短縮の要請に応じた場合、営業時間短縮協力金の対象になりますか。

【回答】4月7日から20日まで及び4月28日から5月11日までの営業時間短縮の要請に応じていただけなかった場合でも、5月12日から5月31日までの営業時間短縮の要請に応じていただいた場合は、第3次の営業時間短縮協力金の対象にはなりません。（第1次及び第2次の協力金の対象にはなりません。）

問3 第3次の営業時間短縮協力金の支払い対象となる、店舗や要件は、前回（第2次）、前々回（第1次）の協力金と同じと考えてよいか。

【回答】第3次の営業時間短縮協力金の支払い対象となる店舗は、次のとおりであり、前回（第2次協力金）、前々回（第1次協力金）からの変更はありませんが、時短要請の内容が午後9時までではなく、午後8時まで、酒類の提供は午後8時までではなく、午後7時までに変更となっています。

この変更に伴い、事業規模に応じた、1店舗当たりの協力金の金額は、今回の第3次協力金に限り、支払い額を1割増しでお支払いさせていただきます。詳細は、第3次協力金「申請受付要項」にて、ご確認ください。

（1）対象店舗

香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店営業を行う店舗

ただし、次の（ア）～（オ）の何れかに該当する店舗は支払い対象外となります。

（ア）第3次の協力金の支払いは同一店舗で複数回の申請はできません。

（イ）社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者に対してのみ飲食を提供している店舗

- (ウ) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の小売りを営業の主体としてい
ると認められる店舗
- (エ) 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行うテイ
クアウト専門店、キッチンカー
- (オ) 性風俗関連特殊営業店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
第2条第5項に規定する店舗）

(2) 要請内容への対応

(1) のうち、通常の営業時には、午後8時を過ぎて午前5時までの間に営業して
いる店舗が、要請に応じ、午前5時から午後8時までの間の営業とし、酒類の提供
は午後7時までとすることが必要（要請に応じ、休業した場合も含む。）

(3) 対応期間（第3次）

令和3年5月12日（水）午前0時 から、5月31日（月）午後12時（24時）まで
この期間（20日間）すべての日において、（2）の要請内容に応じることが必要

(4) 適切な感染防止対策

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守いただくこと

問4 第3次の営業時間短縮協力金の申請に必要な書類は、どのようなものですか。

【回答】詳細は、第3次協力金の「申請受付要項」にてご確認いただくこととなります
が、提出いただく書類は概ね次のとおりです。

なお、第1次又は第2次の協力金の申請の際に提出済みの書類と同じものである場合
は、②、③、④、⑤の書類の提出を省略することができます。

また、⑩の書類についても、第2次の協力金の申請の際に提出済みの書類と同じもの
である場合には、省略することができます。

これら書類の提出を省略する場合には、香川県営業時間短縮協力金（第3次）申請書
（第1号様式）及びチェックリストの該当欄の□に✓を付けてください。

< 共通書類 >

- ①香川県営業時間短縮協力金（第3次）申請書（別紙を含む）
- ②（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し
- ③協力金の振込口座の通帳等の写し
- ④食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し
- ⑤税務署等に提出した直近の確定申告書の写し（開業後間がなく確定申告を行って
いない場合は、「法人設立届出書」又は「開業届」の写し）
- ⑥申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対
策等の事実が確認できるもの）
- ⑦誓約書
- ⑧（該当者のみ）飲食店等営業許可証に係る申立書

< 前年又は前々年の1店舗当たりの1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜
き）超の場合 >

（上記の①から⑧までに加え、）

- ⑨前年又は前々年の5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を

申告した確定申告書の写し（時短要請期間方式を選択する場合は、5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し）

- ⑩上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

< 売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合 >

（上記の①から⑩までに加え、）

- ⑪今年の5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等（時短要請期間方式を選択する場合は、5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できるもの）の写し

- ⑫上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

※上記のほか、売上高の計算に係る計算シートの作成や例外、新規開店等の特例を用いる場合などには、それらの例外や特例を必要とする状況を確認するための書類の提出が必要となります。

問5 第3次の営業時間短縮協力金の支払い額は、どのように計算するのですか。

【回答】第3次の営業時間短縮協力金の支払い額は、第2次と同様に国の方針を踏まえ、事業規模に応じたものになります。

中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合、前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり2万5千円から最大7万5千円までの1日当たりの協力金の額を算出します。

店舗ごとの協力金の金額は、1日当たりの協力金の額に、時短要請に応じていただいた日数を乗じた金額となりますが、第3次の営業時間短縮協力金に限り、対象となる、店舗ごとの協力金の額を合算した額に、その額の「1割を加算」した額が支払い額となります。

大企業や、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合には、前年又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額に応じて、1店舗につき1日当たり最大20万円となります。

店舗ごとの協力金の金額は、1日当たりの協力金の額に、時短要請に応じていただいた日数を乗じた金額となりますが、第3次の営業時間短縮協力金に限り、対象となる、店舗ごとの協力金の額を合算した額に、その額の「1割を加算」した額が支払い額となります。

なお、協力金の金額は、1日当たりの協力金の額×日数で計算しますが、日数には、定休日や今回の延長要請前に店休日としていた日は含みません。

$$\begin{aligned} \bullet \text{協力金の支払い額} &= \text{店舗ごとの協力金の額の合計} \times \underline{1.1} \\ &\hspace{15em} (\text{千円未満を切り上げ}) \\ \text{店舗ごとの協力金の額} &= \text{1日当たりの協力金の額} \times \text{時短要請に応じた日数} \end{aligned}$$

< 1日当たりの協力金の額算出方法 >

◆ 中小企業及び個人事業主

○ 売上高方式（売上高に基づいて協力金の額を算定する方式）

< 1日当たりの協力金の額 >

下限2万5千円 ~ 上限7万5千円

○ 売上高方式【中小企業の場合】



① 1日当たりの飲食業売上高が、8万3,333円（消費税を除く）以下の場合

➔ 一律2万5千円/日 の支払い額

② 1日当たりの飲食業売上高が、8万3,333円（消費税を除く）を超え
25万円（消費税を除く）までの場合

➔ 1日当たりの飲食業売上高 × 0.3 の支払い額 ※千円未満を切り上げ

③ 1日当たりの飲食業売上高が、25万円（消費税を除く）を超える場合

➔ 一律7万5千円/日 の支払い額

売上高を参照する期間は下記（ア～エ）から申請者が選択

売上高を参照する期間			
	選択方式	年	月又は期間
ア	月単位方式	令和元年(平成31年)	5月
イ		令和2年	
ウ	時短要請期間方式	令和元年(平成31年)	5月12日～5月31日
エ		令和2年	

◆ 大企業（中小企業及び個人事業主も選択可）

○ 売上高減少額方式（売上高の減少額に基づいて協力金の額を算定する方式）

< 1日当たりの協力金の額 >

（売上高を参照する期間（A）の1日当たり飲食業の売上高

－ 時短要請期間（B）の1日当たり飲食業の売上高） × 0.4

※千円未満を切り上げ

ただし、20万円 又は
売上高を参照する期間（A）の1日当たり飲食業売上高 × 0.3 の いずれか
低い額が1日当たりの上限額 ※千円未満を切り上げ

「売上高を参照する期間（A）」と「時短要請期間（B）」の組み合わせは、
 次の①～④のいずれかとなります。

	選択方式	売上高を参照する期間（A）	時短要請期間（B）
①	月単位方式	令和2年5月	令和3年5月
②		令和元年5月	
③	時短要請期間方式	令和2年5月12日から5月31日まで	令和3年 5月12日～5月31日
④		令和元年5月12日から5月31日まで	

※ 要請の対象となる複数の飲食店を営業している場合には、要請に応じた複数の店舗について合算した額に、その額の1割を加算した額が事業者全体の支払い額となります。

問6 協力金の額を計算する際に参照する「1日当たりの売上高」は、どのように計算するのですか。

【回答】「1日当たりの飲食業売上高」を店舗ごとに計算する方法は、申請者が次の計算方法のうちから選択します。

①月単位方式

- ・前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の5月における飲食業売上高により算出

（計算式）

$$\underline{\text{1日当たりの飲食業売上高}} = \underline{\text{5月の売上高}} \div \underline{\text{営業日数(※1)}}$$

（※1）5月の31日間のうち、休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

②時短要請期間方式

- ・前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の
時短要請期間と同日付けの期間（5月12日から5月31日までの20日間）における
 飲食業売上高により算出

（計算式）

$$\underline{\text{1日当たりの飲食業売上高}} = \underline{\text{5月12日から5月31日までの飲食業売上高}} \div \underline{\text{営業日数(※2)}}$$

（※2）5月12日から5月31日までの20日間のうち休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

問7 開店後1年未満であり、協力金算出の根拠となる、前年又は前々年の売上実績がない場合でも協力金は支払われますか。その場合、どのように計算すればよいですか。

【回答】時短要請期間の開始日（5月12日）より前に1日以上営業期間があった店舗は、協力金の対象となります。新規開店の場合の特例として、開店1年未満で、参照する前年又は前々年の売上実績が無い場合は、次の方法で1日当たりの売上高を計算します。

（計算式）

$$\frac{\text{1日当たりの飲食業売上高} = \text{開店の日から時短要請期間の開始日の前日} \\ \text{(5月11日)までの期間の飲食業売上高の合計} \div \text{同期間の営業日数(※3)}}{}$$

（※3）開店の日から5月11日までの日数のうち、休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

問8 確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、協力金の申請はできないのですか。

【回答】確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、収支内訳書に代えて、確定申告書と同期間の収入等の状況が分かる資料（確定申告書の収入金額等の事業収入（営業等）欄に記載の金額の状況が分かる資料等）をご提出ください。

問9 営業時間短縮に協力した事実が確認できれば、書類の不備があっても協力金は支給されますか。

【回答】書類の不備等がある場合は、協力金事務局から個別に連絡させていただくなど、必要書類を確認させていただいたうえで、協力金をお支払いさせていただきます。

問10 5月12日～5月31日の営業時間短縮の協力要請に応じ、協力金の申請を行う予定ですが、国（中小企業庁）の「月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金）」の申請も可能ですか。

【回答】国の「月次支援金」は、対象月において、県の営業時間短縮協力金の支給対象の事業者は、給付対象外とされています。

詳しくは下記へ確認ください。

●月次支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

問11 この協力金は営業時間短縮に協力した飲食店のみが対象となっていますが、営業時間短縮等で影響を受けた飲食店以外の事業者への支援制度はないでしょうか。

【回答】時短要請の対象となった飲食店を経営する事業者以外の県内事業者の方を対象に、本年4月から6月の売上が令和元年又は平成30年の同期比で30%以上減少した場合に応援金をお支払いする香川県営業継続応援事業（第2次）など、雇用維持・事業の継続、地域経済の回復・活性化のための補正予算案を令和3年6月県議会定例会に提案しており、議会の審議を経て予算が成立した後に詳細を公表いたします。